

教保第 10547 号

平成 27 年 2 月 12 日

沖縄県薬剤師会学校薬剤師部会

会長 前濱 朋子 殿

沖縄県教育委員会

教育長 諸見里 明

(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する  
医療等の用途を定める省令の一部改正について（通知）

平素より、本県の薬物乱用防止教育の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

みだしのことについて、平成 27 年 1 月 6 日付け事務連絡により文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添のとおり通知があります。

つきましては、本通知の趣旨を御理解の上、各担当校への適切な指導をお願いいたします。

問い合わせ先

沖縄県教育庁保健体育課

健康体育班 : 又吉美奈子

TEL : 098-866-2726

FAX : 098-862-0472

Mail : mtyoshmi@pref.okinawa.lg.jp



事 務 連 絡

平成27年2月3日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御 中  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定す  
る医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

標記について、平成27年1月30日付け薬食発0130第4号で厚生労働省医薬食  
品局長より通知がありました。

ついては、本内容を御了知の上、必要に応じて関係機関に周知されるようお願いし  
ます。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課保健管理係

TEL : 03-5253-4111 (内線2976)

FAX : 03-6734-3794



薬食発0130第4号

平成27年1月30日

文部科学省スポーツ・青少年局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に  
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条  
第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性  
及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法  
第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令  
第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等  
の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第13号）が  
公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛  
てに、別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の  
上、関係機関への周知をお願い申し上げます。



薬食発0130第1号  
平成27年1月30日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に  
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和  
35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物等  
については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する  
法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医  
療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めていま  
す。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等  
の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第13号。以  
下「改正省令」という。）が公布されましたので、下記について御了知の上、  
関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 指定薬物の指定

#### (1) 新たに指定された物質

次に掲げる11物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の  
作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、  
かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれ  
があると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指

定した。

- ①  $N$ - (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -1- (5-フルオロペンチル) -1  $H$ -インドール-3-カルボキサミド
- ② 1- (インダン-5-イル) -2- (ピロリジン-1-イル) ブタン-1-オン
- ③ 2- (エチルアミノ) -1- (インダン-5-イル) ブタン-1-オン
- ④ 2- (エチルアミノ) -1- (インダン-5-イル) ペンタン-1-オン
- ⑤ 1- (3, 4-ジメチルフェニル) -2- (エチルアミノ) ブタン-1-オン
- ⑥ 1- (3, 4-ジメチルフェニル) -2- (エチルアミノ) ペンタン-1-オン
- ⑦ 1- (4-フルオロフェニル) -2- (ピペリジン-1-イル) ペンタン-1-オン
- ⑧ 1- (4-フルオロフェニル) -2- (ピロリジン-1-イル) オクタン-1-オン
- ⑨ 1- (3-フルオロフェニル) プロパン-2-アミン
- ⑩ 1- (ベンゾフラン-2-イル) - $N$ -エチルプロパン-2-アミン
- ⑪ メチル=2-[1- (シクロヘキシルメチル) -1  $H$ -インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノール

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物 (ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。) は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めた。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法 (平成15年法律第112号) 第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物  
にあつては、右欄に掲げる用途

1- (3-フルオロフェニル) プロ パン-2-アミンその塩類及びこれ らを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせ る用途
---	--------------------------

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に  
対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

### 3. 施行期日

公布の日（平成27年1月30日）から起算して10日を経過した日（平成27  
年2月9日）から施行する。